

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 25 日 (金) 第3002号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○有害な映画等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	2
○保安林の指定 (3 件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定 (2 件)	(森づくり推進課取扱い)	3
○保安林の指定施業要件の変更	(森づくり推進課取扱い)	4
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	(社会福祉課取扱い)	5
○計量器の定期検査の実施 (2 件)	(商工政策課取扱い)	5
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件)	(農地整備課取扱い)	6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地整備課取扱い)	7
○県営土地改良事業の計画の決定 (2 件)	(農地整備課取扱い)	7
○基本測量の実施	(監理課取扱い)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	8
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	8
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	9
○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	9
○都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	9
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	9
○都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	10
○都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	10
○都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	10
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市計画課取扱い)	10
○道路の位置指定の廃止	(始良・伊佐地域振興局取扱い)	11

告 示

鹿児島県告示第498号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8329	平成26年 4 月 17 日	映 画	悶熟 未亡人サロン	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、又は著 しく青少年 の粗暴性若
8330			トリプルレイブ 夜間高校の美教師	新日本映像		
8331			監禁 いんらん遊戯	オーピー映画		
8332			人妻暴行 色情飼い	新東宝映画		
8333			老人とラブドール 私が初潮になったとき	新日本映像		

8334		豊乳教師 おあずけ補習	オーピー映画	しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8335		人妻喪服プレイ 夫に見られて	新東宝映画	
8336		隣の三姉妹 やりくらべ	新東宝映画	
8337		人妻女医 性奴隷の悦び	オーピー映画	
8338		アデル、ブルーは熱い色	コムストック・グループ	

鹿児島県告示第499号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24940	平成26年 4月17日	雑 誌	微熱SUPERデラックス 4月号 07689-04	セブン新社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24941			mini SUGAR 5月号 18425-05	秋水社		
24942			無敵恋愛エスガール 5月号 08577-5	ぶんか社		
24943			Sweetロマンス 5月号 15487-05	笠倉出版社		
24944			別冊週漫スペシャル 5月号 17929-05	芳文社		
24945			コミック ホットミルク 5月号 13941-05	コアマガジン		
24946			コミック シグマ vol.79 03947-05	茜新社		

鹿児島県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市城山町264番1, 264番口
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市牧園町宿窪田字安楽4148番2, 4148番14, 4149番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第502号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
阿久根市大川字小鹿倉6447番7から6447番9まで, 6447番17, 6484番4, 6484番5, 字宇都口6503番6, 6505番1, 6506番1から6506番5まで, 6506番7, 6506番8, 6506番10から6506番17まで, 6506番20, 6506番21, 6507番, 6507番4, 6507番8, 6508番1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第503号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市二川字マテ木ヶ尾2603番, 2603番1, 2603番丙, 2604番
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第504号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

南さつま市加世田津貫字楠ヶ迫8558番1，南九州市川辺町永田字小坂ノ下502番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

霧島市牧園町持松字高尾1299番1，1299番5から1299番9まで，字曲山尻1316番1，字曲イ山1318番，字草子原2498番2，2498番11，字草子谷2508番1から2508番3まで，2508番6，2508番7，字草子段2517番1，2517番6，字回り山平2521番1，2521番3，2521番4，字小丸2523番1，2523番5から2523番10まで，2523番14

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
中崎将人	きりしま整骨院 霧島市国分中央五丁目610	平成25年12月24日
小針雄一郎	こぼり整骨院 始良市加治木町本町350-2	平成26年 2 月 4 日

鹿児島県告示第507号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成26年 6 月 2 日	10：30～15：00	枕崎市	桜山地区公民館
平成26年 6 月 3 日	10：30～15：00	枕崎市	立神地区公民館
平成26年 6 月 4 日	10：30～15：00	枕崎市	別府地区公民館
平成26年 6 月 5 日	10：30～15：00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成26年 6 月 6 日	10：30～15：00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成26年 6 月 9 日	10：30～15：00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成26年 6 月 10 日	10：30～11：30	指宿市	徳光公民館
平成26年 6 月 10 日	13：00～15：00	指宿市	成川区民センター
平成26年 6 月 11 日	10：00～12：00	指宿市	大山集落センター
平成26年 6 月 11 日	13：30～15：00	指宿市	山川文化ホール
平成26年 6 月 12 日	10：00～15：00	指宿市	山川文化ホール
平成26年 6 月 16 日	10：00～11：30	指宿市	今和泉校区公民館
平成26年 6 月 16 日	13：00～14：30	指宿市	池田校区公民館
平成26年 6 月 17 日	10：00～14：00	指宿市	指宿校区公民館
平成26年 6 月 18 日	10：00～15：00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成26年 6 月 19 日	10：00～15：00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成26年 6 月 20 日	10：00～14：00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成26年 6 月 23 日	10：30～11：30	指宿市	川尻ふれあい交流館
平成26年 6 月 23 日	13：00～15：00	指宿市	指宿市開聞農村環境改善センター

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成26年6月2日から平成27年2月28日までとする。

鹿児島県告示第508号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成26年6月10日	15:30～17:00	与論町	与論町防災センター
平成26年6月11日	9:00～16:30	与論町	与論町防災センター
平成26年6月12日	9:00～11:00	与論町	与論町防災センター
平成26年6月23日	13:00～15:00	和泊町	玉城生活館
平成26年6月23日	16:00～17:00	和泊町	国頭研修会館
平成26年6月24日	9:00～16:30	和泊町	和泊町民体育館
平成26年6月25日	9:00～11:30	和泊町	和泊町民体育館
平成26年6月25日	14:00～16:00	知名町	田皆へき地保健福祉館
平成26年6月26日	9:00～16:30	知名町	知名町民体育館
平成26年6月27日	9:30～11:00	知名町	下平川生活館
平成26年7月8日	10:45～11:30	徳之島町	山コミュニティセンター
平成26年7月8日	13:00～14:00	徳之島町	前川生活館
平成26年7月8日	15:00～16:30	徳之島町	大当公民館
平成26年7月9日	9:00～10:00	徳之島町	井之川公民館
平成26年7月9日	10:30～12:00	徳之島町	亀徳公民館
平成26年7月9日	13:30～16:30	徳之島町	東区公民館
平成26年7月10日	9:00～14:00	徳之島町	東区公民館
平成26年7月14日	11:30～17:00	天城町	天城町中央公民館
平成26年7月15日	9:30～12:00	天城町	松原上区公民館
平成26年7月15日	13:30～14:30	天城町	兼久地区振興センター
平成26年7月15日	15:30～16:30	天城町	西阿木名振興センター
平成26年7月16日	9:30～16:30	伊仙町	伊仙町中央公民館
平成26年7月17日	9:30～11:30	伊仙町	伊仙町西公民館
平成26年7月17日	13:00～14:30	伊仙町	伊仙町東公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成26年6月10日から平成27年2月28日までとする。

鹿児島県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、錦江町鳥浜土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 永田二三夫 肝属郡錦江町神川666番地 1
理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地
理事 菖蒲 正猛 肝属郡錦江町神川206番地
理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川700番地
理事 徳永 良行 肝属郡錦江町神川3304番地32
監事 福園 光秀 肝属郡錦江町神川825番地
監事 永田 正和 肝属郡錦江町神川721番地
(任期 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 永田二三夫 肝属郡錦江町神川666番地 1
理事 今隈 幸一 肝属郡錦江町神川728番地
理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地
理事 菖蒲 正猛 肝属郡錦江町神川206番地
理事 徳永 良行 肝属郡錦江町神川3304番地32
監事 福永 達朗 肝属郡錦江町神川808番地
監事 福園 光秀 肝属郡錦江町神川825番地

鹿児島県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、屋久島土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 市橋 大輔 熊毛郡屋久島町麦生588-1-102
理事 日高 健成 熊毛郡屋久島町原857

(任期 平成26年3月31日から平成27年3月30日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 鎌田 満穂 熊毛郡屋久島町麦生111
理事 日高二三夫 熊毛郡屋久島町原333-4

鹿児島県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年4月10日付けで有明町上水流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）大隅南地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年4月28日から同年5月28日まで

3 縦覧場所

曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（土砂崩壊防止）（農業用排水施設整備）御所ノ浦地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 4 月 28 日から同年 5 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地課

鹿児島県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業の期間 平成26年 4 月 21 日から平成27年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市及びさつま町

鹿児島県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 4 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	389号	出水郡長島町山門野字魚待 4066番3地先から4091番4 地先まで	前	9.2~51.0	167.0
			後	9.6~31.6	167.0

鹿児島県告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
さつま都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・6号轟原線
3・5・2号駅前通線
3・6・5号川原線
7・6・1号若竹公園線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画公園
 - (2) 名称 2・2・1号若草公園
2・2・2号秋葉公園
2・2・4号西公園
2・2・5号若竹公園
2・2・6号とどろ公園
2・2・7号広瀬公園
4・3・1号帝釈天公園
6・5・1号宮之城運動公園
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画墓園
 - (2) 名称 墓1号東谷墓地公園
墓2号弓場ヶ迫墓地公園
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画下水道
 - (2) 名称 轟原都市下水路
虎居都市下水路
豊川都市下水路
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画ごみ焼却場
 - (2) 名称 さつま町クリーンセンター
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画市場
 - (2) 名称 さつま町公設地方卸売市場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さつま都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名称 虎居第1土地区画整理事業
虎居第2土地区画整理事業
虎居第3土地区画整理事業
轟原土地区画整理事業
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
薩摩川内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 川内都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・22号中郷五代線
- 3 事業施行期間（変更なし）
平成23年10月4日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年10月4日鹿児島県告示第970号の事業地のうち東大小路町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

始良・伊佐地域振興局告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，昭和47年12月1日にした道路の位置の指定の全部を次のとおり廃止した。

平成26年4月25日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

廃止年月日	申請者の住所及び氏名	道路の所在地	道路の幅員	道路の延長
平成26年 3月27日	始良市西始良一丁目30番18号 中村弘	始良市平松字蟹原 7058番5	4.00メートル	30.00メートル